

宮崎県次世代校務支援システム共同調達・構築支援業務委託企画提案競技
実施要領

1 目的

本業務は、宮崎県における次世代校務支援システムの共同調達および円滑な導入を完遂するため、その支援を担う受託候補者を選定することを目的とする。

宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会（以下「協議会」という。）は、パブリッククラウドを活用した次世代校務支援システム（以下「本システム」という。）の共同調達・導入を推進している。本業務は、協議会において既に合意された方針のもと、システム構築事業者と緊密に連携しつつ、プロジェクト全体の PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）業務を担うものである。

具体的には、参加市町村等が次世代校務環境へ円滑に移行できるよう、県域で共通に活用できる導入手順の策定・支援を行うとともに、教育情報セキュリティポリシーおよび関連規則の標準モデルを策定することにより、県内各市町村等における統一的なセキュリティ対策の確立を支援する。あわせて、本システムの導入を契機として業務改善（BPR）の全体設計を推進し、県内における校務業務の効率化・標準化を図る。

以上を通じ、宮崎県全域において効果的かつ持続可能な校務支援システムの運用体制を確立することを目的とする。

2 委託の内容

宮崎県次世代校務支援システム共同調達・構築支援業務委託仕様書（別紙 1）による。

3 契約の上限

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約上限額は、本業務の調達における契約価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 委託料は業務完了検査に合格したのち、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者であること。

なお、現時点で当該資格を有していない者であっても、本企画提案競技の参加申

込期限までに、当該資格の取得を申請し、受理されている者を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

公示については宮崎県庁ホームページで行う。

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和8年8月14日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年8月21日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年8月31日（月）午後5時まで |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和8年9月 7日（月）午後5時まで |
| (5) 書類審査 | 令和8年9月 9日（水） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年9月18日（金）までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

提出場所	本要領12の場所
提出期限	令和8年8月21日（金）午後5時まで
提出方法	電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連

	絡すること。なお件名は「【質問】宮崎県次世代校務支援システム共同調達・構築支援業務」とすること。）
回答方法	受け付けた質問及び回答については、参加申込書提出者全てに対して電子メールで一斉に通知する（質問者名は公表しない。）。

（２）企画提案競技の参加申込み

企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技参加申込書（別紙２）を提出すること。

提出場所	本要領１２の場所
提出期限	令和８年８月３１日（月）午後５時まで
提出方法	持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、午後５時を必着とする。）
提出書類	・企画提案競技参加申込書（別紙２）

（３）企画提案書等の提出について

① 企画提案書の内容

本要領２「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（７部）

- ・ 提案する企画案は、１案のみとする。
- ・ A4サイズ20ページ以内で作成すること。（表紙、目次、中表紙、裏表紙は除く）
- ・ A3サイズはやむを得ない場合のみに限るが、その場合は片面印刷、横折込とする。
- ・ 両面印刷とする。
- ・ 会社概要、業務実績等を記載すること。
- ・ 紙面７部に合わせて、電子データを提出すること。
- ・ 仕様書に定められた要件に対する回答と、それ以外の独自の提案部分については、その区別が明確になるよう記載すること。
- ・ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。なお、企画提案書の記載が、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、第三者の権利を侵害したとし

て生じた責任は、応募者が負うものとする。

イ 見積書（原本１部、写し２部）

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 紙面３部に合わせて、電子データを提出すること。

ウ 誓約書（１部）

- ・ 様式３により提出すること。
- ・ 紙面１部に合わせて、電子データを提出すること。

エ 納税証明書（１部）

- ・ 県税に未納がないことを証明するため、納税証明書を提出すること。
- ・ 企画提案書提出前３か月以内に発行されたものであること。

③ 企画提案書の提出方法

提出場所	本要領１２の場所
提出期限	令和８年９月７日（月）午後５時まで
提出方法	持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、午後５時を必着とする。）

④ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）企画提案競技の方法

参加資格の確認及び企画提案書による書類審査とする。

（５）審査項目

以下の項目について評価を行う。

審査項目	審査内容	配点	総合
内容構成本力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	25	25
計画・管理の 具体性	PMO 管理に独創性や具体性があるか。	25	70
	利用団体への導入支援計画に具体性があるか。	15	
	業務スケジュールが実現可能な計画となっているか。	15	

	関係者間のコミュニケーション手段の方針が示されているか。	15	
支援方法	ネットワークの接続支援に独創性や具体性があるか。	20	55
	教育情報セキュリティポリシーや各種規則改定の知見があるか。	20	
	セキュリティ対策の技術的助言が可能か。	15	
業務改善支援	本システムを軸とした業務改善の手法・支援が示されているか。	25	40
	担当者等の習熟度に応じた支援の仕組みが示されているか。	15	
運営体制	業務を安定的に実施することができ必要な人材や体制が確保されているか。	15	30
	トラブル対応等への手順が示されているか。	15	
経済性	提案内容に対し経費は妥当か。また節減が図れているか。	15	15
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	15	15
追加提案	将来的な業務改善への発展性のある提案となっているか。	20	20
合 計		270	270

※利用団体：宮崎県域 26 市町村、宮崎大学教育学部附属小・中学校及び県を指す。

(6) 選定方法

- ① 複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。
- ② 採点の結果、同一点数の者が複数ある場合は、審査委員の決選投票により決定する。
- ③ 1 者のみの参加申込みの場合であっても審査を行うが、最低基準を設ける。得点が満点に対して 60% に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(7) 審査の通知

令和 8 年 9 月 18 日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

- (8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 企画提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 企画提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 本企画提案競技への参加により知り得た県の機密情報を、第三者に漏らしてはならない。また、本業務の終了後（辞退又は非採択となった場合を含む）も同様とする。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 名称 宮崎県教育庁教育政策課
- (2) 住所 〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (3) 担当 業務刷新・DX担当（担当 佐土瀬）
- (4) 連絡先 電話：0985-44-2604
E-Mail アドレス：kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp